

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和6年4月1日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

I 入院基本料について

当院では、(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

III 食事について

入院時食事療養(I)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

(朝食 7時頃 昼食 11時30分頃 夕食 17時30分頃)

IV 明細書発行体制について

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 施設基準等に係る届出

障害者施設等入院基本料 7体1
特殊疾患入院施設管理課産
診療録管理体制加算3
データ提出加算1・3
感染対策向上加算3
歯科初診料注1
運動器リハビリテーション料2
障害児(者)リハビリテーション料
脳血管疾患等リハビリテーション料2
検体検査管理加算1・2
輸血管理料2
CT撮影及びMRI撮影
脳波検査判断料1
ヘッドアップティルト試験
胃瘻造設術
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
歯科疾患管理料
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
口腔内細菌定量検査

VI その他

・医療情報取得加算

当院では電子資格確認を行う体制を有しており、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し活用して診療を行っております。

・一般名処方加算

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合がございます。疑問点等ございましたらスタッフへご質問下さい。

・通院精神療法

患者ごとの相談内容に応じたケースマネジメントを行っております。

障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っております。

身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っております。

健康相談、予防接種に係る相談を行っております。

可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方を控えております。